

部 内 法

海上自衛隊幹部候補生学校

班	番 号	氏 名

HP『海軍砲術学校』公開資料

目 次

第 1	国家行政組織法	
1	国家行政組織法と防衛庁との関係	1
2	国家行政組織法の意義	1
3	内 閣	1
4	国の行政機関	4
5	国の行政機関の組織の基準	5
6	行政組織の調整機関等	6
第 2	防衛庁設置法	
1	国家と国の安全保障	6
2	防衛庁の設置	9
3	防衛庁の任務・権限	10
4	自衛隊	10
5	防衛本庁の組織及び所掌事務	11
6	防衛施設庁	16
7	国防会議	17
8	防衛庁の職員	18
第 3	自衛隊法	
1	自衛隊の概念	19
2	指揮監督	20
3	部隊の組織及び編成	22
4	機 関	24
5	隊 員	26
6	行 動	38
7	行動関連業務	44
8	自衛隊の権限	45
9	旗章・表彰・礼式・服制	54
10	罰 則	59

HP『海軍砲術学校』公開資料

第1 国家行政組織法

1 国家行政組織法と防衛庁との関係

(1) 防衛庁設置の根拠

防衛庁は、国家行政組織法（以下「組織法」という。）第3条第2項の規定に基づき、総理府の外局として置かれる国の行政機関の一つであること。（防衛庁設置法（以下「設置法」という。）第2条）

(2) 防衛庁の内部組織と組織法との関係

防衛庁の設置が、組織法に基礎を置くものであることから、防衛庁の内部組織については、組織法の定めるところに従わなければならないことになる。

2 国家行政組織法の意義

(1) 国家行政組織法とは（組織法第1条）

内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする法律である。

(2) 組織法制定の理由

規格化された行政組織体による効率的な国家行政の施行を目的とする。

3 内閣（国家行政の中心となる官庁）

(1) 日本国憲法下の内閣

ア 三権分立の制度による統治機構

立法権 → 国会（法規範の制定作用）

司法権 → 裁判所（法の適用と裁定作用）

行政権 → 内閣（法の執行作用）

イ 内閣の権能

○ 議院内閣制により、国家統治権のうち「行政権」を分担する。（憲法第65条）

○ 「行政権」とは、

法規範に基づき、外交、経済、軍事、社会、福利、厚生等の国家活

HP『海軍砲術学校』公開資料

動を執行する作用 → 法の執行作用権

(2) 内閣の機構

ア 首長たる内閣総理大臣及び~~10~~¹⁹人以内の国务大臣をもつて構成された合議体の官庁（憲法第66条第1項内閣法第2条第1項）

イ 行政権の行使につき、国会に対して連帯して責任を負う。（憲法第66条第3項、内閣法第2条第2項）

(3) 内閣の権限（条文は憲法を示す。）

- 天皇の国事行為に対する助言と承認（第3条第7条）
- 最高裁判所長官の指名（第6条）
- 裁判官の任命（第79条）
- 議案の国会提出権（第72条）
- 行政各部の指揮監督（ " ）
- 法律の執行と国务の総理（第73条）
- 外交関係の処理（ " ）
- 条約の締結（ " ）
- 官吏に関する事務の掌理（ " ）
- 予算の作成（ " ）
- 政令の制定（ " ）
- 大赦、特赦等に関する事（ " ）
- その他一般行政事務に関する事（ " ）
（防衛に関する事務は、これに含まれる。）

(4) 内閣総理大臣

ア 任命

- 国会議員の中から、国会の議決で指名する。
（憲法第67条第1項）
- 天皇が任命する。（憲法第6条第1項）

イ 権能

- 内閣の首長であり（憲法第66条第1項）内閣の代表権を有する。
（憲法第72条）
- 国务大臣の任免権（憲法第68条）
- 行政各部の指揮監督権（内閣法第6条）

HP『海軍砲術学校』公開資料

○ 総理府の長（組織法第5条）

(5) 国務大臣

ア 国務大臣は、文民であること。（憲法第66条第2項）

イ 主任の大臣として、国の行政事務を分担管理する。（内閣法第3条第1項、組織法第5条第1項）

ウ 行政機関の長を命ぜられた国務大臣の権限（条文は、組織法を示す。）

○ 担当機関の事務の統轄、職員のサービスの統督（第10条）（各省大臣委員長、各庁の長官）

○ 法律、政令の制定、改廃のための閣議への請求（第11条）（各省大臣）

○ 機関命令（府令、省令）の発令（第12条第1項）（各省大臣）
同上発令の請求（第12条第2項第3項）（委員長、庁の長）

○ 府令、省令以外の規則その他の特別命令の発令権。（第13条）
（委員長、庁の長）

○ 告示を発すること（第14条）（各省大臣、委員長、庁の長）

○ 訓令又は通達の発令権（第14条第2項）（同上）

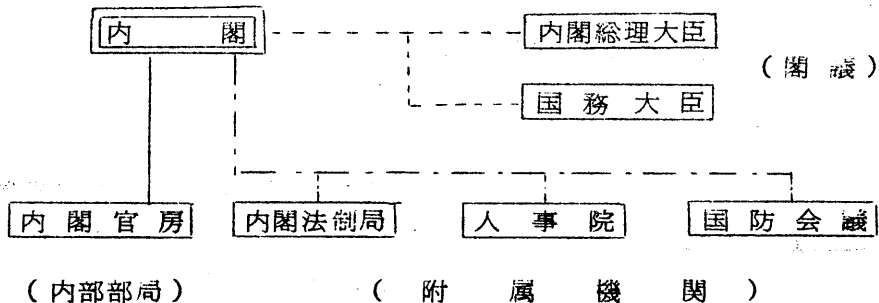
○ 主任の事務についての地方公共団体の長に対する指揮監督権（第15条第1項）（各省大臣）

(6) 行政権の行使

ア 閣議による職権の行使（内閣法第4条第1項）

イ 国の行政機関の主任の大臣としての行政事務の分担管理（内閣法第3条第1項）

(7) 内閣の補助機関及び機構図



HP『海軍砲術学校』公開資料

4 国の行政機関

(1) 行政機関とは

実質的 → 国の行政事務を担当する国家機関

形式的 → 内閣の行政権の行使を分掌する機関

(2) 行政機関の種類

ア 種類（組織法第3条第2項）

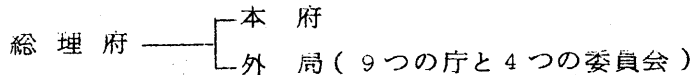
府・省・委員会・庁の4種

イ 府

(ア) 府とは、「総理府」をいう。

(イ) 府の長は、内閣総理大臣である。

(ウ) 総理府の機構



ウ 省

○ 現在12省があり、その長は各省大臣である。

○ 組織法別表第1参照

エ 委員会

(ア) 府及び省の外局としておかれる。

その長を「委員長」という。

(イ) その性格は、「合議制」の行政機関である。

すなわち、委員が複数で、その多数決により意思を決定する制度。

理由は、所掌事務の性質上政党の影響をうけないで、公正中立の執行ができるようにするためのもの。

オ 庁

(ア) 府及び省の外局として置かれる。

その長を「長官」という。

(イ) 設置の理由

○ 府・省の内部部局の一つの「局」とするには、その所掌事務が多岐にわたる中で、他の局とのバランスを失うような場合におかれる。

○ また、その所掌事務がある程度、府・省から独立的地位をもつものが多い。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(ウ) 総理府の庁の特質

- その所掌事務の独立性が極めて高い。⇒ 国务大臣（宮内庁を除く）をもつて「長」とする。
（いずれも「省」に匹敵する。）
- 業務量、組織、人も多い。

(エ) 防衛庁の場合

- 「国防」という他に類のない重要な業務を担当し、その組織、人員も強大である。
- 外国では一般に独立した「省」で管理するのが通例。

(3) 行政機関の設置及び所掌事務の範囲

具体的な省等の設置及びその所掌事務の範囲については、個別の法律（設置法）による。（組織法第3条第2項）

{	総理府設置法	→	総理府
	大蔵省設置法	→	大蔵省・国税庁

5 国の行政機関の組織の基準

(1) 組織の大綱

内部部局、附属機関及びその他の機関並びに地方支分部局からなる。

(2) 内部部局（組織法第7条）

- 府・省 → 官房・局（部）・課（室）
- 庁 → (1) 官房・部・課
(2) 官房・局・課（室）
- 委員会 → 事務局（官房・部（局）・課（室））

(3) 附属機関及びその他の機関（組織法第8条）

- 特に必要があるときに、府・省・委員会におかれる。
- 附属機関 ⇒ 審議会・協議会・試験所・研究所・文教・医療施設等
- その他の機関 ⇒ 特に必要があるときに、置かれるが、陸・海・空自衛隊は、これに該当すると説明されることがある。

(4) 地方支分部局（組織法第9条）

- 府・省・委員会・庁の事務を分掌させる必要がある場合に置かれる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

6 行政組織の調整機関等（条文は組織法を示す。）

- (1) 政務次官（第17条）・事務次官（第17条の2）・次長（第17条の2）の設置
- (2) 参事官・監察官等総括整理のための職の設置（第17条の2第4項）

第2 防衛庁設置法

1 国家と國の安全保障

(1) 国家の存在と必要性

ア 人類社会における「国家」の存在

- 「国家」という社会を単位とする国際社会の構成……現実
- 世界における国家の数 → 144か国（1971.9.1現在）
- 人類の動向 → 国家構成と熱烈な維持に対する努力

イ 国家が要求される理由

「国家」という社会単位による民族等地域住民の福祉の追求

ウ 国家とは

(ア) 国家の定義

- 一定の領土に定住する多数人から成る統治組織を有する団体
- 3要素 → 「統治権（主権）・領土・国民」

(イ) 国家存立の要件

- | | |
|---|--------------------------|
| { | 形式的 → 国家3要素の実質的存在……国際的承認 |
| | 実質的 → 国家としての自立性（独立性） |

(2) 国家の安全保障

ア 安全保障の意義

国に対する他国からの脅威や侵略を、未然に防止するとともに、侵略が行なわれた場合は、軍事、非軍事を含む各種手段によつて国家の存立を保つこと。

イ 安全保障のための国家施策

- 現代における国の安全保障は、内政、外交、軍事の調和した諸施策が必要。
- 軍事的手段による安全保障は、安全保障施策の一部であり、国家の

HP『海軍砲術学校』公開資料

安全保障は、軍事施策と非軍事施策の調和のとれた施策があつて始めて、効果を期しうる。

ウ 安全保障の具体的内容

- 近代化された政治機構 → 国民総意の国政への正しい反映
- 民政の安定と増進 → 国家存立の基盤としての経済の育成と発展
- 外交努力 → 国際社会の平和維持能力を増進させ、平和で安定した国際環境醸成への努力
- 国防努力 → 自国は、自分で守るという国家防衛のための国民の軍事努力

(3) 日本国憲法下の安全保障体制

ア 防衛力による国の安全保障構想（4次防構想）

米国との安全保障体制を堅持しつつ、わが国みずからも有効な防衛力を保持して侵略を未然に防止することを基本とし、核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存する。

万一侵略が発生した場合は、間接侵略及び小規模の直接侵略に対しては、わが国の独力で、それ以上の規模の武力侵略に対しては、米国の協力を得て排除する。

イ 日本国憲法と防衛について

(ア) 日本国憲法第9条をめぐる解釈

（「註解日本国憲法上巻」によつて説明）

(イ) 「戦争放棄」条項制定の経緯について

（憲法調査会の「憲法制定の由来」によつて説明）

(ウ) 国家非常事態に対する憲法の態度

- 参議院の緊急集会の制度（憲法第54条第2項）のみ
- なお、緊急事態については、警察法第71条参照

ウ 自衛隊誕生の経緯

(ア) 朝鮮動乱の勃発と警察予備隊の創設

- 1950年（昭和25年）6月25日……朝鮮動乱の勃発
- 1950年（ 〃 ）7月8日……在日連合国最高司令官
マッカーサー元帥による警察予備隊の設置と海上保安
庁要員増強に関する書簡の交付

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 1950年(昭和25年)8月10日……警察予備隊令(政令第260号)の公布と75,000人の隊員による警察予備隊(Notional Police Reserve)の創設
「わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補なう。」ことを目的とする。
海上保安庁の8,000人の増員
- (イ) 平和条約の発効と海上警備隊の発足
 - 1951年(昭和26年)9月8日……対日平和条約の署名
日米安全保障条約の締結(昭和27年4月28日効力発生)
 - 1952年(昭和27年)4月26日……海上警備隊(Maritime Guard)の誕生
海上保安庁の附属機関として、定員6,000名、PF×18隻・LSSL×50隻を基幹として発足
- (ロ) 保安庁への改組
 - 1952年(昭和27年)7月31日……保安庁法の制定
総理府の外局としての「保安庁」の発足
警察予備隊→保安隊・海上警備隊→警備隊となり、保安庁に統括される。
「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し及びこれに関する事務を行ない併せて海上における警備救難の事務を行なう。」ことを任務
保安官→110,000名 警備官→7,590名
- (ハ) 防衛法の成立と自衛隊の誕生
 - 1954年(昭和29年)3月8日……日米相互安全保障協定(MAS協定)の締結による日米安全保障体制の強化(5月1日から効力発生)
 - 1954年(昭和29年)6月9日……防衛庁設置法・自衛隊法の成立(7月1日から施行)

HP『海軍砲術学校』公開資料

陸上・海上・航空自衛隊の発足

「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため陸・海・空の各自衛隊を管理運営し、これに関する事務を行なう。」ことを任務とする。

陸上自衛官 → 130,000 名

海上自衛官 → 15,808 名

航空自衛官 → 6,287 名

統幕定員 → 20 名

- 1956年(昭和31年)7月2日……国防会議の設置と Civilian Control 体制の整備
(国防会議の構成等に関する法律の制定)
- 1961年(昭和35年)6月23日……日米相互協力及び安全保障条約の効力発生

2 防衛庁の設置

(1) 設置

ア 防衛庁設置法(法律第164号)により、総理府の外局として設置
(設置法第2条)

イ 防衛庁設置法とは、(設置法第1条)

防衛庁の所掌事務の範囲、権限、組織及び国防会議の設置について定めた法律

防衛庁組織令(昭和29年政令第178号)

(2) 防衛庁の長(設置法第3条)

ア 防衛庁の長は、「防衛庁長官」といい、国務大臣をもつてあてられる。
このため、防衛庁は、組織法第3条第3項但書の「庁」となり、「庁」を持つことができることになる。

イ 国務大臣は、文民でなければならない。(憲法第66条第2項)

「文民(Civilian)」→軍人、武人に対する用語

ウ 文民統制(Civilian Control)について

(ア) 意図

HP『海軍砲術学校』公開資料

民主主義の思想に基づき、文民によつて軍隊又は防衛力に対して統制を加え、次のような効果をあげようとするもの。

- 強大な力を持つ軍隊による政治支配（軍国主義的支配）を防止する。→ 消極的意図
- 現代の国家安全保障は、もはや軍事のみで果し得るものではなく国家戦略的立場からの政治指導によらなければ不可能である。

このため、軍事を政治家（文民）による大局的政治指導にゆだねて防衛効果をあげる。→ 積極的意図

（参考） → 戦争は、他の手段による政治の継続である。

（クラウゼヴィツ）

(イ) 政治による軍事の統制について

(ウ) 自衛隊とシビリアン・コントロールについて

3 防衛庁の任務・権限

(1) 設置の目的（設置法第4条）

- わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと
- 国の統治作用のうち、防衛作用を担当する行政機関

(2) 任務（設置法第4条）

- ア 防衛庁設置の目的を達するため、陸・海・空自衛隊を管理・運営するとともに、これに関する事務を行なう。
- イ 外国軍隊の駐留及び日米相互防衛援助協定に基づく事務（他の行政機関の所掌するものを除く。）を行なう。

(3) 権限（設置法第5条）

- 設置法第5条に列挙する32項目の権限
- この権限の行使は、法令に従つてなされなければならない。

4 自衛隊（設置法第6条）

(1) 自衛隊とは

- 自衛隊法第2条第2項から第4項までに規定する陸上自衛隊・海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。

(2) 自衛隊の任務等

HP『海軍砲術学校』公開資料

自衛隊の任務・部隊及び機関の組織編成・自衛隊に関する指揮監督・行動及び権限については、自衛隊法の定めるところによる。(後述)

(3) 自衛隊の性格

(軍隊か否か)

(4) 自衛官の定数

陸上自衛隊	→	<input type="text"/>
海上自衛隊	→	<input type="text"/>
航空自衛隊	→	<input type="text"/>
統合幕僚会議	→	<input type="text"/>
合計	→	<input type="text"/>

現在

(5) 事務官等の定員

行政機関の職員の定員に関する法律

行政機関職員定員令

防衛庁職員定員規則(昭和44年防衛庁訓令第41号)

行政機関の最高限度	→	<input type="text"/>
総理府	→	<input type="text"/>
防衛庁	→	<input type="text"/>

現在

5 防衛本庁の組織及び所掌事務

(1) 防衛庁の機構

ア 概要



イ 法令

設置法のほか、細部事項を定めたものとして、次の法令がある。

防衛庁組織令(政令)

防衛庁附属機関組織規程(総理府令)

統合幕僚学校組織規程()

ウ 機構図 → 防衛庁組織一覽表のとおり

HP『海軍砲術学校』公開資料

(2) 長官補佐機構

ア 補佐機構の設置

(ア) 防衛庁は、「国家防衛」という諸外国における「軍事」に関する事務を担当する国の行政機関である。

このため、他の国の行政機関が持っている各大臣等に対する行政事務補佐機関である「内部部局」のほかに、防衛機能の管理・運用についての補佐機能を所掌する「幕僚機構」を有している。

(イ) このため、防衛庁長官の補佐機構として、文官による補佐機関である「参事官(会議)」並びに「内部部局」と自衛官による補佐機関である「統合幕僚会議」並びに「陸・海・空各幕僚監部」がある。

イ 参事官制度

(ア) 参事官の設置

防衛庁に参事官10人以内を置く。(設置法第9条第1項)

(イ) 所掌事務

○ 参事官は、長官の命をうけ、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する。(設置法第9条第2項)→

シビリアン・コントロールの強化

○ 具体的には、事務次官の下位に置かれ、次官の主権する「参事官会議」に出席して補佐の任にあたる。このため、「事務次官補」の性格を有している。

○ 参事官は、内部部局の官房長、各局長を兼務する(設置法第17条第2項)が、局長を兼務しない無任所の参事官(渉外担当参事官など)もいる。

ウ 内部部局

(ア) 設置

防衛行政に関する基本的事項について長官を補佐する機関として、防衛庁本庁に「長官官房」のほか「防衛局・人事教育局・衛生局・経理局・装備局」の5局が置かれている。

これは組織法第7条に規定する防衛庁の内部部局で、一般に「内局」と呼ばえているものである。

(設置法第10条、組織法第7条第3項第4項)

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (イ) 官房長・各局長の長官補佐の内容（設置法第20条）
 - a 長官の陸・海・空幕僚長に対する各種の方針、基本的実施計画作成の指示の補佐
 - b 陸・海・空幕僚長の作成した方針、基本的実施計画の長官のなす承認の補佐
 - c 統合幕僚会議及び各附属機関の所掌事項についての長官の指示又は承認の補佐
 - d 陸・海・空自衛隊に関し、長官の行なう一般的監督の補佐

- (ウ) 組織及び所掌事務

設置法第10条～第20条並びに防衛庁組織令第1条～第27条の2に定めるところによる。

エ 幕僚監部

- (ア) 設置（設置法第21条第1項）

本庁に、陸上幕僚監部・海上幕僚監部・航空幕僚監部を置く。
- (イ) 性格（設置法第21条第2項）

陸・海・空自衛隊の隊務に関する長官の幕僚機関である。
- (ウ) 幕僚監部の長（設置法第22条）
 - 幕僚長という → 海上幕僚長
 - 幕僚長は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。
→ 幕僚監部の長としての性格

- (エ) 組織及び所掌事務

- a 組織
 - 防衛庁組織令（以下「組織令」という。）第28条～第112条の2に定めるところによる。
 - 海上幕僚監部の組織については、組織令第60条～第86条の2による。
- b 所掌事務
 - 設置法第23条のとおり
 - 各部・課の担当事務は、組織令の定めるところ

オ 統合幕僚会議

- (ア) 設置（設置法第25条）

HP『海軍砲術学校』公開資料

4
外

本庁に統合幕僚会議を置く。

(イ) 性格

統合部隊の指揮命令その他自衛隊の統合運用管理等についての長官の幕僚機関

(ウ) 所掌事務

○ 設置法第26条第1項に定める統合防衛計画の作成及び各幕僚蓋部の作成する諸計画の調整についての長官補佐

○ 統合幕僚学校の管理

(エ) 構成（設置法第27条第28条）

a 統合幕僚会議議長及び陸・海・空幕僚長をもつて構成する。

b 統合幕僚会議の事務及び統合幕僚会議議長の行なう職務をつかさどるため、統合幕僚会議事務局を置く。

○ 事務局の内部組織については、組織令第113条～第115条に定めるところによる。

(オ) 統合幕僚学校（設置法第28条の2）

a 統合幕僚会議に附置される。

b 所掌事務

○ 統合運用に関する知識技能の教育訓練

○ 統合運用に関する基本的な調査研究

(3) 部隊及び機関（設置法第29条）

ア 設置

本庁に陸・海・空各幕僚長の監督をうける陸・海・空各自衛隊の部隊及び機関を置く。

イ 組織・編成及び所掌事務

自衛隊法の定めるところによる。

(4) 附属機関

ア 本庁の附属機関（設置法第31条）

防衛本庁に次の附属機関が置かれている。

防衛研修所

防衛大学校

防衛医科大学校（予定）

HP『海軍砲術学校』公開資料

技術研究本部

調達実施本部

自衛隊離職者就職審査会（予定）

イ 防衛研修所（設置法第32条）

ア 所掌事務

- 自衛隊の管理及び運営に関する基本的調査研究
- 幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練
- 戦史編さん

イ 内部組織

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）の定めるところによる。

ウ 防衛大学校（設置法第33条）

ア 所掌事務

- 幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 自衛隊の任務達成に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれに関する研究能力を修得させるための教育訓練

イ 内部組織

防衛庁附属機関組織規程の定めるところによる。

エ 防衛医科大学校（設置法第33条の2となる予定）

ア 所掌事務

- 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 自衛隊の任務遂行に必要な医学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練
- 臨床に関する教育訓練

イ 内部組織

防衛庁附属機関組織規程の定めるところによる。

オ 技術研究本部（設置法第34条）

ア 所掌事務

- 自衛隊の装備品等についての技術的調査研究・考案・設計・試作

HP『海軍砲術学校』公開資料

及び試験

- 自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究

(イ) 内部組織

- 組織令第115条の2～第115条の28に定めるところによる。
- 本部のほか5研究所と5試験場がある。

カ 調達実施本部（設置法第35条）

(ア) 所掌事務

自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務の調達

(イ) 内部組織

組織令第116条～第140条に定めるところによる。

本部のほか、地方機関として3支部、15駐在事務所・2出張所がある。

キ 自衛隊離職者就職審査会（設置法第37条の2の予定）

隊員が離職後営利企業の役員等へ就職する場合に長官の行なり承認について審査決議する機関

6 防衛施設庁

(1) 任務（設置法第41条）

ア 自衛隊施設の管理

- 自衛隊の施設の取得及びこれに関する事務
- 自衛隊の施設の建設工事の実施
- 自衛隊施設に供される行政財産の管理

イ 外国軍隊の駐留及び日米相互防衛援助協定に基づく事務

(2) 設置（設置法第39条）

組織法第3条第3項但書の規定に基づいて、防衛庁の機関として置かれたもの。

(3) 組織

設置法第42条～第58条までに定めるところによる。

7 国防会議

(1) 任務（設置法第62条第1項）

HP『海軍砲術学校』公開資料

国防に関する重要事項を審議する。

(2) 設置（設置法第62条第1項）

内閣の附属機関として置く。

(3) 国防会議にはかるべき事項（設置法第62条第2項）

- 国防の基本方針
- 防衛計画の大綱
- 防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 防衛出動の可否
- その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

(4) 国防の基本方針（§32.5.20 国防会議議決）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれたときはこれを排除し、もつて民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次の通り定める。

- ① 国際連合の活動を支持し、国際間の協調を図り、世界平和の実現を期する。
- ② 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- ③ 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- ④ 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

(5) 第4次防衛力整備5か年計画

昭和47年度を初年度とする5か年間の防衛力整備に関する具体的方針は、昭和47年2月7日の国防会議で第4次防衛力整備計画の大綱が決められ、国防の基本方針に添いこの大綱に基づいて昭和47年10月9日の国防会議並びに閣議を経て決定された。

4次防に必要な防衛関係の経費の総額 4兆6,300億円

(6) 国防会議にはかる重要事項（設置法第62条第2項第5号）

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 隊法の改正を必要とする部隊の組織・編成の変更
- 自衛官定数の変更
- 海上自衛隊の護衛艦・潜水艦及び作戦用航空機等装備の新型式のものについての種類及び数量（長期防衛計画で決定されているものを除く。）

5
外

(7) 国防会議の構成

ア 国防会議の構成等に関する法律による。

イ 構成

- 議長 → 内閣総理大臣
- 議員 → 副総理たる国务大臣
外務大臣・大蔵大臣・防衛庁長官・経済企画庁長官（以上第4条の議員）
通商産業大臣・科学技術庁長官・内閣官房長官・国家公安委員長（以上第6条の議員）
法制局長官・国防会議事務局長

ウ 幹事

国防会議の所掌事務について議長及び議員を補佐するため、関係行政機関の職員のうちから幹事として10人以内の者が任命され、幹事会を構成する。

(8) 国防会議事務局（構成等に関する法律第8条）

国防会議に関する事務を処理するため、事務局が置かれる。

8 防衛庁の職員

防衛庁には、参事官・書記官・部員・自衛官・事務官・技官・教官その他所要の職員（書記・技手・事務補助員・技術補助員等）が置かれ、それぞれの配置において隊務・事務等に従事する。

第3 自衛隊法

1 自衛隊の概念

(1) 自衛隊法とは（隊法第1条）

自衛隊の任務・部隊の組織編成、行動及び権限・隊員の身分取扱等を定めることを目的とした法律

- 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）
- 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）

(2) 自衛隊とは（定義）（隊法第2条）

ア 自衛隊の範囲

- 防衛庁長官及び政務次官
- 防衛庁事務次官及び参事官
- 防衛本庁の内部部局
- 統合幕僚会議及び附属機関
- 陸・海・空自衛隊
- 防衛施設庁（調停官・労務部・附属機関を除く）

イ 海上自衛隊とは

海上幕僚監部並びに幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。

ウ 防衛庁と自衛隊

防衛庁は、前章で述べたように、組織法第3条第2項の規定に基づいて総理府の外局としておかれた国の行政機関の一つである。

自衛隊は、隊法第2条に定義されているとおり、防衛庁を構成するほとんどすべての官庁を包含する組織体である。このことから、防衛庁というも自衛隊というも、ともに同一の防衛行政組織体を指称することであり、強いて両者を区別すれば次のようにみることができる。

すなわち、防衛庁は、国家行政組織上の行政機関として、いわば「静的」にみた場合であり、自衛隊は、防衛庁の所掌事務すなわち防衛という任務を内容的に捕えて、それに対処しようとする機構で、いわば「動的」にみた場合と説明することができる。

(3) 任務（隊法第3条）

ア 任務

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 直接侵略及び間接侵略からわが国を防衛すること → 主任務
- 必要に応じ、公共の秩序の維持にあたる → 従任務
- 海上自衛隊は、主として「海」において行動する。

イ 直接侵略とは

- 国外からのわが国に対する違法又は不当な計画的、組織的な武力攻撃をいう。(武力攻撃のおそれのある場合を含む)
- 様相(29.4.5 衆院内閣委政府説明)
 - 1 陸・海・空軍をもつて直接日本国の領土・領海・領空を侵略する場合
 - 2 武力をもつて海上を封鎖し、日本国民の糧道を断ち又は生産物資を断つような、日本を危殆に陥らしめる場合

ウ 間接侵略とは(29.4.5 衆院内閣委政府説明)

- 1 又は2以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された、日本国における大規模の内乱及び騒じようをいう。

2 指揮監督

(1) 指揮監督の意義

ア 指揮監督とは

(ア) 指揮とは(海上自衛隊用兵綱領)

法令に基づき、法の目的の範囲内で部隊・機関に対し意志を表示しその意志に従わせること。

(イ) 監督とは

部隊及び機関の遵守すべき義務に対する違反の有無、目的を達成するためにとつた方策の適否等具体的な行為について監視し必要に応じ指示すること。(指揮の確認と遂行として行なわれる。)

イ 自衛隊における指揮の重要性

指揮は、自衛隊という強力な実力部隊を実際に命令し動かす権能である。

このため、その行為の国内的国際的に及ぼす影響は大きい。

(不法の指揮の実例) 2.26事件・満州事変の関東軍の独走

HP『海軍砲術学校』公開資料

ウ 不法な指揮に対する罰則の規定

- 刑罰をもつて戒めている。

例 平時において → 隊法第119条 3年以下懲役・禁固
治安出動時 → “第120条 5年以下 “
防衛出動時 → “第122条 7年以下 “

(2) 内閣総理大臣等の指揮監督権

ア 内閣総理大臣（隊法第7条）

内閣を代表して、最高の指揮監督権を有する。

イ 防衛庁長官（隊法第8条）

- 内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。
- 部隊等に対する指揮監督は、当該幕僚長を通じて行なわれる。

※ 統括とは

行政機関の長が、その所掌のもとにある行政事務を総合的にすべ、しめくくることで、隊法では指揮監督をその内容としている。

ウ 幕僚長（隊法第9条）

- 長官の指揮監督を受け、おのおの自衛隊の「隊務」及び「隊員の服務」を「監督」する。
- 部隊等に対する長官の命令を執行する。
- 幕僚長は、隊務に関する長官の最高の専門的助言者である。

エ 自衛艦隊司令官等の指揮監督権（隊法第17条から第17条の3）

自衛艦隊司令官・護衛艦隊司令官・航空集団司令官・地方総監・教育航空集団司令官及び練習艦隊司令官（以下「自衛艦隊司令官等」という）は、長官の指揮監督を受け、自衛艦隊等の隊務を統括する。

オ 部隊の長の指揮監督権（隊法第18条）

(ア) 自衛艦隊司令官等以外の部隊の長は、長官の定めるよころにより、上官の指揮監督を受け、それぞれの部隊の隊務を統括する。

(イ) 長官の定めるところ

機関 → 組織に関する防衛庁訓令

部隊 → 編成に関する防衛庁訓令

HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 指揮権の行使と継承順位

ア 指揮権の行使と継承

海上自衛官の指揮権の行使及び継承の順位等に関する達（昭和31年海上自衛隊達第4号）による。

(ア) 指揮権とは

部隊等を指揮監督する権限

(イ) 指揮権の行使

部隊等の長である「指揮官」が行使する。

(ウ) 指揮権行使の資格者 ⇒ 海上自衛官

(エ) 指揮権の継承

指揮官が欠けるか又は事故があつた場合は、次順位の海上自衛官が継承する。

(オ) 継承の順位 ⇒ 自衛官の順位による。

イ 自衛官の順位

自衛官の順位に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第12号）に定める次による。

(ア) 階級の上下による。

(イ) 同階級の時は、次による。

a 幹部海上自衛官 → 幹部海上自衛官名簿記載序列の順

b 幹部候補者

(a) 候補者以外の同階級の者より上位とする。

(b) 同階級の候補者の間では

1 階級任命日付の前の者が上位

2 1が同じときは、任命序列の先の者が上位

c 海曹士

(a) 階級任命の日付の前の者が上位

(b) (a)が同じ場合 → 前階級任命の日付の前の者が上位

(c) (b)が同じ場合 → 年令の多い者が上位

(d) (c)が同じ場合 → 部隊等の長の定めるところによる。

3 部隊の組織及び編成

HP『海軍砲術学校』公開資料

(1) 陸・空自衛隊の組織編成の概要

(資料により説明)

(2) 海上自衛隊の組織及び編成

ア 編成の概要

隊法第15条～第19条、政令第15条～第26条に定めるところによる。

(海上自衛隊編成表により説明)

イ 地方隊の名称等(隊法第19条)

(ア) 地方隊・地方総監部の名称等

隊法別表第2のとおり

(イ) 警備区域(隊法 政令第27条)

a 当該地方隊が次の事項を担当する区域

- 警備実施計画の作成
- 警備地誌の調査・作成
- 警備情報の収集
- 上記事項についての関係機関との連絡

b 各称・責任部隊及び区域

隊法政令別表第4のとおり

(ウ) 船舶の籍(隊法政令第26条)

- 自衛艦その他の船舶は、いずれかの地方総監部に「籍」をおく。
- 要員の差し出し区分は、海上自衛隊の編成等に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第1号)による。

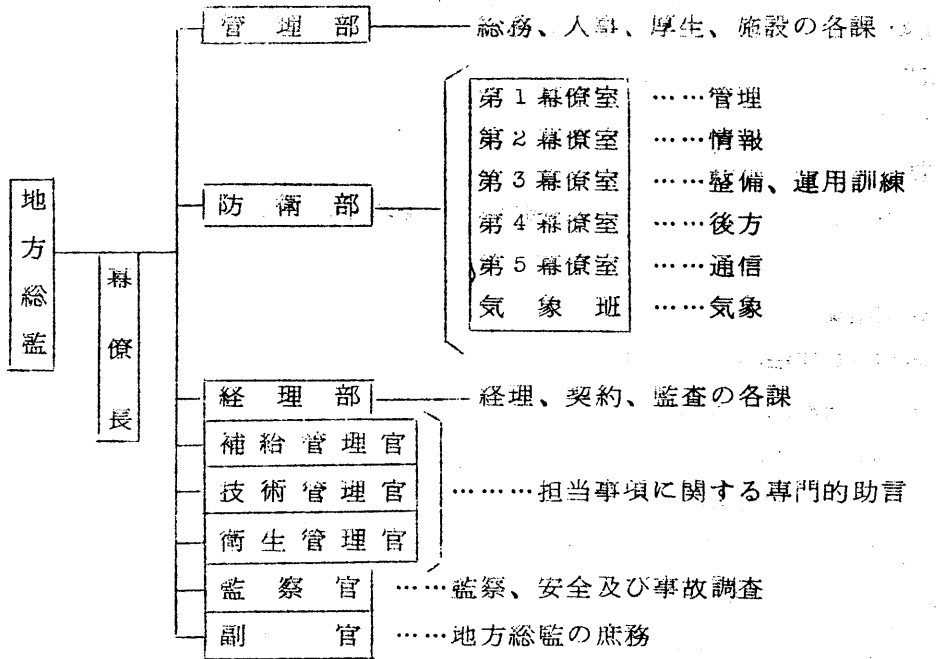
(エ) 地方総監部の責務(隊法第17条第2項)

自衛艦隊その他の長官直轄部隊に対し「補給」その他長官の定める事項について支援する責務を有する。

(オ) 地方総監部の組織

地方総監部組織規則(昭和36年総理府令第3号)による。

HP『海軍砲術学校』公開資料



(3) 特別の部隊の編成（隊法第22条）

ア 特別の部隊等の編成

次の場合には固有の編成以外に特別の部隊を編成し又は所要の部隊をそのれい属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

(イ) 防衛出動又は治安出動を命じたとき → 内閣総理大臣

(ロ) 海上警備行動・災害派遣訓練その他必要があるとき → 長官

イ 2以上の自衛隊で混成部隊を編成したときの指揮部隊の行動についての長官の指揮は、統幕議長を通じて行なう。

4 機関

(1) 機関の種類（隊法第24条）

学 校

補 給 処

補給統制処

病 院

地方連絡部

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

術科教育本部

(2) 各機関とその所掌事務の概要

ア 学校（隊法第25条 隊法政令第33条～第38条の2）

(ア) 所掌事務

隊員に対する知識技能を修得させる教育訓練

部隊の運用等に関する調査研究

(イ) 学校の設置

自衛隊体育学校（隊法政令第33条）→ 共同機関

海上自衛隊の学校（隊法政令第34条）

海上自衛隊幹部学校（東京都新宿区市ヶ谷）

海上自衛隊幹部候補生学校（広島県江田島町）

海上自衛隊第1術科学校（同上）

海上自衛隊第2術科学校（神奈川県横須賀市）

海上自衛隊第3術科学校（千葉県沼南町）

海上自衛隊少年術科学校（広島県江田島町）

イ 補給処（省略）

ウ 補給統制処（省略）

エ 病院（隊法第27条 隊法政令第44条～第47条 特に第45条）

(ア) 所掌事務

診療

診療に従事する隊員の訓練

看護に従事する隊員の養成

医療等に関する調査研究

(イ) 設置

○ 自衛隊中央病院 → 共同機関

○ 海上自衛隊の病院の名称、位置及び所掌事務

隊法政令第45条に定めるとおり。

オ 地方連絡部（隊法第29条 隊法政令第48条～第48条の3）

(ア) 所掌事務

自衛官の募集その他長官の定める事務（広報等）

(イ) 設置

HP『海軍砲術学校』公開資料

各都道府県を単位として、共同機関としておかれている。

5 隊員

(1) 隊員の意義

ア 隊員の定義（隊法第2条第5項）

- 防衛庁の職員で、次の者を除いた者
防衛庁長官・防衛政務次官
防衛施設庁の調停官及び労務部の職員（一般職の国家公務員）
防衛施設中央審議会及び地方審議会の委員
- 隊員は、次の者となる。
防衛事務次官・参事官
内局の書記官・部員・事務官等の職員
陸・海・空自衛隊に勤務する自衛官・事務官・技官・教官・書記・
技手・事務又は技術補助員
統合幕僚会議・附属機関の職員
防衛施設庁の隊員に含まれない職員

イ 隊員の性格

特別職の国家公務員である。（国家公務員法第2条第2項第3項第

16号）

ウ 隊員に適用される法律等

(ア) 防衛公務員に対する人事管理等を規定する法令

- 自衛隊法・防衛庁職員給与法を基本法としてそれらの法令の定めるところにより管理される。
- 一般職の国家公務員の管理について定めた国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律は、隊員には適用されない。（国家公務員法第2条第5項）
- 但し、防衛公務員として特別の処遇をする事項以外の事項については、国家公務員法によつて定められている人事院規則・一般職給与法が防衛庁職員給与法の規定によつて適用されることになっている。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(例) 防衛庁職員給与法第4条の2

参事官等及び事務官等の職務の等級 → 一般職給与法
別表第1を適用

(1) 隊員の管理のために適用される法律

自衛隊法 }
防衛庁職員給与法 } 人事管理の基本法

一般職給与法 }
人事院規則 } の一部準用(適用)

国家公務員災害補償法(防衛庁職員給与法第27条で準用)

国家公務員旅費法(第1条第2項の国家公務員の範囲に隊員を含む)

国家公務員退職手当法(第1条の国家公務員の範囲に隊員を含む)

国家公務員共済組合法(第2条の国家公務員の範囲に隊員を含む)

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(第5条により準用)

行政不服審査法(該法第49条第1項で一部適用)

(2) 人事管理の基準

ア 隊員の任免・分限・懲戒・服務その他の人事管理は、「隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)」(以下「基準訓令」という。)の定める基準によつて行なわれなければならない。

イ 人事に関する行為を不正に実現する等の行為を禁止する規定がある。
(該法第39条)

(3) 階級

ア 自衛官の階級(該法第32条第2項)

海上自衛官の階級は、海尉から3等海士までの16階級となつている。

イ 事務官等の等級(防衛庁職員給与法第4条の2)

防衛庁の事務官・技官・教官その他の職員(事務官等といわれるもの)の職務は、一般職給与法別表第1・別表第4及び別表第5(ハを除く)から別表第7までに定める職務の等級に分類される。

(例) 行政職俸給表(一)の場合 1等級～8等級

ウ 自衛官と事務官等との相当職

防衛庁旅費規則(昭和38年総理府令第48条)第5条別表第2、勤

HP『海軍砲術学校』公開資料

務評定に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第10号）第2条別表及び「住宅事情調査等について（通達）（海幕厚第3009号47.6.10）」別紙第4による。

(4) 任命権者（隊法第31条第1項）

ア 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行なう。

イ 任命権の行使は、「任命権に関する訓令」（昭和36年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

○ 海上自衛隊における任命権の行使 ⇒ 別添資料参照

(5) 採用・昇任

ア 隊員の採用（隊法第35条）

(イ) 採用（隊法規則第21条）

	自衛官・学生	その他
原則	試験	選考
必要のとき	選考	試験

(ロ) 自衛官採用時の階級（隊法規則第24条）

○ 幹部候補者 → 1等海曹

○ 特殊又は高度の技術知識を必要とする自衛官 → 長官の定める階級

○ その他 → 2等海士

(ハ) 自衛官採用時の年齢の範囲（隊法規則第25条）

○ 幹部候補者 → 22才以上30才未満

○ 2等海士 → 18才以上25才未満

○ 3等海士 → 15才以上18才未満

(ニ) 海士長等の任用期間（隊法第36条）

○ 初回 → 3年

○ 次回以降 → 2年

○ 防衛出動等の場合の特例 → 1年～6か月の延長ができる。

(ホ) 条件付採用（隊法第41条）

採用は、条件付であり、その職において6月を下らない期間を勤務して良好な成績であつたときに正式の隊員として採用される。（特別

HP『海軍砲術学校』公開資料

評定の実施)

(カ) 試験の方法等

試験の方法、選考の基準等については、隊法規則に定めるところによる。

イ 昇任

(ア) 昇任とは(基準訓令第3条第4号)

隊員を現にその者が属している階級又は等級より上位の階級又は等級の隊員に任命すること。

(イ) 隊員の昇任(隊法第37条 隊法規則第28条)

一般の隊員 ⇒ ○ 勤務成績に基づく選考による。

○ 1・2等海曹への昇任の場合は、選考試験が行なわれる。

1等海曹 → 3等海尉

海士長 → 3等海曹

} ⇒ 試験による。

(ウ) 昇任に要する期間(隊法規則第29条)

○ 昇任しようとする階級の直近下位で、隊法別表第7に定める期間を勤務した者とする。

○ 特例あり → 特殊な職務の者、勤務成績抜群の者。

○ 実際の昇任にあつては、資格要件が定められ上記期間より重いものとなつている。

(エ) 特別昇任(隊法規則第30条)

職務遂行上功労があつた者等に対しては、1階級又は2階級上位に昇任させることができる。

(オ) 幹部候補者等の昇任の特例(隊法規則第31条)

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第63号)により行なわれる。

(6) 分限・懲戒及び保障

ア 分限

(ア) 分限とは

身分の限度ということで、法律上の地位、資格をいう。

(イ) 欠格事項(隊法第38条)

HP『海軍砲術学校』公開資料

次に該当する者は、隊員となることはできない。

- 禁治産者及び準禁治産者
- 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行をうけることがなくなるまでの者。
- 懲戒免職の処分を受け、2年を経過しない者。
- 日本国憲法又は政府を暴力で破壊する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

イ 身分保障（隊法第42条）

(ア) 隊員は、懲戒処分による場合その他次の各項に該当する場合を除いて、その意に反して降任・免職されることがない。

- 勤務成績がよくない場合
- 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またこれに堪えない場合
- その職務に必要な適格性を欠く場合
- 組織・編成・定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(イ) その意に反して降任・休職・免職されたときは、隊員は処分説明書を請求できるし、任免権者は交付しなければならない。（隊法規則第38条）

ウ 休職

(ア) 休職とは

停職又は勤務停止の場合を除いて、官職を保有したまま隊員を職務に従事させないこと。

(イ) 休職にされる場合（隊法第43条 隊法施行令第56条）

- 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 刑事事件で起訴された場合
- 学校等で研究等を行なう場合
- 外国の政府機関等の職務に従事する場合
- 行動に従事中所在不明となつた場合

(ウ) 休職の期間

- 原則 → 3年未満 ⇒ 更新可

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 特例 → 訴追中は裁判係属中
外国での研究等に從事中は、2年間延長

(四) 退職者に対する給与の支給

- 公務の場合 → 全期間全額支給
- 心身の故障の場合 → 1年間（結核の場合は2年）
俸給等（俸給＋扶養手当＋當外手当＋期末手当）の8割
- 刑事事件で起訴中の場合 → 俸給等（期末手当を除く）の6割
以内
- 上記以外の場合 → 俸給等の $\frac{100}{100}$ 以内を政令で定めるところに
より支給

(五) 復職（隊法第44条第4項、隊法政令第58条）

退職の事由が消滅したとき

- 原則 → 直ちに復職させる。
- 例外 → 定員に欠員がないときは復職させないことができる。
（この場合退職期間に不算入）

エ 懲戒処分

(ア) 隊員の懲戒責任

隊員が職務上の義務違反等を侵した場合には、勤務関係の秩序維持を目的とする制裁としての懲戒罰（行政上の処分）が科せられることになつている。

(イ) 種類（隊法第46条）

- 免職・降任・停職・減給・戒告
- 訓戒・注意

これは懲戒処分ではないが、隊員の規律違反に対して懲戒権者の監督権に基づく警告・きよう正の処置

- 両者を合せて「懲戒処分等」という。

(ウ) 懲戒処分事項（隊法第46条）

- 職務上の義務違反又は職務怠慢
- 隊員たるにふさわしくない行為
- その他法律又は目衛隊法に基づく命令違反

HP『海軍砲術学校』公開資料

(6) 懲戒処分等の基準

海上自衛隊における懲戒処分等の基準は、懲戒処分等の基準に関する達（昭和36年海上自衛隊達第9号）に定めるところによる。

(a) 懲戒手続

隊法規則第66条～第86条に定めるところによるほか、次の令達による。

- 懲戒手続に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第11号）
- 訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第12号）

(b) 懲戒処分の効果（隊法第47条）

- 降任 ⇒ 階級又は職務の等級を1又は2級だけ下位に下す。
- 停職 ⇒ 期間は1年以内とする。

停職中隊員としての身分は有するが職務従事を停止するため、停職中給与は支給されない。

- 減給 ⇒ 1年以内の期間俸給の1/6以下1/30以上を1か月を単位として減ずる。（達第7条第2項）

(c) 不服の申立とその処理

a 不服の申立（隊法第49条）

隊員は、その意に反する降任・休職・免職・懲戒処分をうけたときは、処分の通知を受けた日の翌日から60日以内に審査請求又は異議の申立をすることができる。

b 手続

隊法第49条、隊法施行令第65条～第85条の定めるところによる。

c 不服申立と訴訟との関係（隊法第50条の2）

審査請求又は異議申立に対する裁決又は決定の後でなければ、裁判所に訴えてはならない。

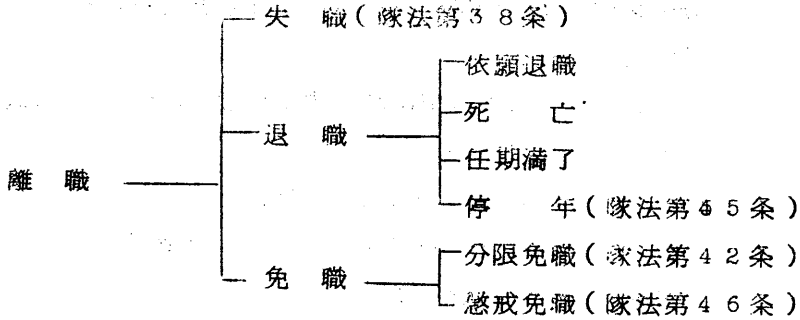
(7) 離職

ア 離職の意義

イ) 離職とは、特別職の国家公務員である「隊員」としての身分がなくなることをいう。

(イ) 離職の分類

HP 『海軍砲術学校』 公開資料



イ 失職

隊員が隊法第38条第1項に定める欠格条項に該当するようになって隊員がその身分を失うこと。⇒当然失職

ウ 退職

- (ア) 失職・免職の場合を除いて、隊員がその身分を失なうこと。
- (イ) 退職手続きは、「隊員の退職・休職・復職手続き等について（通達）」（海幕人第1095号（43.3.4））に定めるところによる。

(ウ) 依願退職の不承認（隊法第40条）

自衛隊の任務遂行に著しい影響があると任命権者が認めるときは、最少限必要とされる期間承認しないことができる。

(エ) 任期満了

隊法第36条に定めるところにより、任用期間の定めをもつて任用されている海士長等が、その任用期間を経過したことによつて退職する場合である。

(オ) 停年（隊法第45条 隊法施行令第60条）

- a 自衛官には、勤務の性質に応じて、階級ごとに「停年」が定められている。（施行令第60条別表第9）
- b 停年に達した場合も次の場合には引続き自衛官として勤務させることができる。
 - 防衛出動の場合 → 1年以内の期間
 - その他任務遂行に重大な影響のある場合 → 6か月以内の期間

間

エ 免職

- (ア) 免職とは（基準訓令第3条第15号）

HP『海軍砲術学校』公開資料

分限又は懲戒処分により、隊員の身分を失わせること。

(4) 分限免職

a 隊法第42条の各項に該当する事態になつた場合は、分限免職にすることができる。

b 条件付採用期間中の隊員等の分限

条件付採用期間中の隊員等は、勤務成績不良等隊法施行令第63条に定める事項に該当するときは、いつでも降任・免職することができる。

(5) 懲戒免職

次のような場合に、懲戒処分により隊員としての身分を排除することが適当な場合に適用される。(基準に関する達第4条)

○ 故意に基づく重大な規律違反

○ 懲罰又は破棄恥的な刑事事犯に該当する規律違反

○ 国又は海上自衛隊に対して重大な不利益又は影響をおよぼす規律違反

(8) 服務

ア サービスの本旨(隊法第52条)

○ 隊員は自衛隊の使命を自覚し、専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず身をもつて責務の完遂に努め、国民の負託にこたえなければならぬ。(入隊時に宣誓する。→ 宣誓文)

○ 隊員となつたことにより、隊員としての権利を得るとともに一般国民又は国家公務員として有する義務以外の隊員として防衛勤務上必要な義務を負う。

イ サービスの宣誓(隊法第53条)

隊員は、隊員等になつたとき、サービスの宣誓をしなければならない。

ウ サービス態勢及び勤務時間等(隊法第54条)

(ア) サービス態勢

隊員は、いつでも職務に従事することのできる態勢になければならない。

(イ) サービス時間及び休暇

○ 隊法規則第43条～第50条に定めるところによるほか、海上自

HP『海軍砲術学校』公開資料

衛隊においては、次の令達によつて管理される。

- 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）
- 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）
- 海上自衛隊の勤務時間及び休暇に関する達（昭和38年海上自衛隊達第15号）

エ 指定場所に居住する義務（隊法第55条）

(ア) 自衛官の居住場所の制限

自衛官は、長官が指定する場所に居住しなければならない。

(イ) 海上自衛官の船舶内居住義務（隊法施行規則第52条第1項）

船舶乗組を命ぜられた海上自衛官は、長官の指定する船舶内に居住しなければならない。

(ロ) 海曹等自衛官の営内居住義務（隊法施行規則第52条第2項）

営舎外居住を許可された以外の1等海曹以下の自衛官（海曹等）で船舶内居住を命ぜられていない者は、営舎内に居住しなければならない。

(ハ) 幹部自衛官等の営舎外居住（隊法施行規則第53条）

幹部及び准海尉の海上自衛官で、船舶内居住を命ぜられた者以外の者は、営舎外に居住するものとする。ただし、勤務のため特に必要があるときは、いつでも営舎内居住を命ずることができる。

(ニ) 営舎内・船舶内居住の海上自衛官に対する食事の無料支給（防衛庁給与法第20条 防衛庁給与法施行令第14条）

(ホ) その他自衛官の居住場所については、隊法施行規則第52条～第55条に定めるほか次の訓令による。

- 自衛官の居住場所に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第19号）

オ 職務遂行の義務（隊法第56条）

- 隊員は、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 職務上の危険、責任の回避又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。
- 本条の義務違反者に対しては、罰則の規定がある。

HP『海軍砲術学校』公開資料

隊法第119条第1項5号、第120条及び第122条各第1項2号

カ 上官の命令に服従する義務（隊法第57条）

- 職務の遂行にあたって、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 本条の義務違反者に対しては、刑罰の規定がある。

隊法第119条第6号～第8号、第120条及び第122条各第1項の第3号、4号

キ 品位を保つ義務（隊法第58条）

- 品位又は威信失墜行為の禁止
- 制服用及び服装端正の義務
- 被服等の支給及び貸与（隊法第21条、隊法施行令第16条及び第17条）
- 自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）
- 海上自衛官服装細則（昭和40年海上自衛隊達第90号）

ク 秘密を守る義務（隊法第59条）

- (ア) 隊員は、職務上知つた秘密は、その職を離れた後も漏してはならない。

隊員が、証人等となつて秘密事項を発表する場合は、長官の許可を受けなければならない。

- (イ) 本条の義務違反に対しては、刑罰の規定がある。隊法第118条

- (ウ) 防衛庁における秘密保全並びに関係法令としては、次のものがある

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）
- 防衛秘密の保護に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第51号）
- 秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号）
- 防衛秘密の保護に関する達（昭和43年海上自衛隊達第75号）
- 秘密保全に関する達（昭和43年海上自衛隊達第76号）

ケ 職務に専念する義務（隊法第60条）

- 隊員は、すべての勤務時間及び職務上の注意をその職務遂行のために用いなければならない。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 防衛庁以外の国家機関、地方公共団体の職につくことができない。
(法令に別に定めのある場合を除く)

他の国家機関等の職を兼職する場合等においても、防衛庁における職の勤務時間と重ならない場合を除き、給与をうけることができない

- 防衛出動中の隊員で警戒勤務中の義務違反に対しては、隊法第122条第1項第5号に刑罰規定がある。

コ 政治的行為の制限(隊法第61条)

- 選挙権を行使するほか、政治的行為・公職の候補者、政党等の役員等になつてはならない。
- 政治的目的 → 隊法施行令第86条に定める。
- 政治的行為 → 隊法施行令第87条に定める。

サ 私企業からの隔離(隊法第62条)

- 営利企業経営の禁止、営利会社の役員等就役の禁止
- 離職後の関連営利企業への就職禁止(隊法施行規則第62条を除く)

シ 他の職又は事業の関与制限(隊法第63条)

- 報酬をうけて、他の国家機関の兼職等及び営利企業に関与するには隊法施行規則第61条及び第63条の規定に従い、長官の承認をうけなければならない。

ス 団体の結成等の禁止(隊法第64条)

- 組合・団体等結成の禁止
- 争議行為・怠業行為の禁止及びせん動・教唆等の禁止
- 本条の義務違反者に対しては、刑罰の規定がある。

隊法第119条第1項第2号及び第3号、第120条及び第122条各第1項第1号

なお、本条義務違反隊員は、任用上の権利をもつて対抗することはできない。

セ 隊員の遵守事項(隊法施行規則第57条)

- 武器等の使用及び保管について、最善の注意を払うこと。
- 所属長の指定する時までに船舶に乗組むこと。
- 職務上知つた秘密をみだりに告げてはならないこと。
- 執務場所へみだりに関係者以外を立ち入らせてはならないこと。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 自己の昇任等に対して、他人の援助を求めてはならないこと。
- 部下隊員の虐待の禁止
- (9) 防衛大学学校学生等
(省 略)
- (10) 予備自衛官
(省 略)

6 行 動

(1) 行動の意義

ア 自衛隊行動の本質

自衛隊の行動（特に防衛・治安出動）は、行政権の発動である行政作用の一つであるが、防衛作用は一般の行政作用と異なり、「統治行為」と考えられること。

イ 行動の種類

防衛出動（隊法第76条）

治安出動（隊法第78条、第81条）

海上における警備行動（隊法第82条）

災害派遣（隊法第83条）

領空侵犯に対する措置（隊法第84条）

(2) 防衛出動（隊法第76条）

ア 防衛出動の下令

(イ) 事態

外部からの武力攻撃（直接侵略）があつたとき又はそのおそれがあるとき。

(ロ) 命令権者 → 内閣総理大臣

(ハ) 条 件 → 国会の承認が必要

○ 原則 → 下令前 例外 → 下令後

○ 参議院の緊急集会による承認 → 衆議院解散中

○ なお事前に国防会議による決定が必要（設置法第62条第2項第4号）

イ 海上保安庁の統制（隊法第80条）

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 自衛隊の全部又は一部に対して防衛出動命令があり、特に必要がある場合、海上保安庁の全部又は一部を内閣総理大臣の統制下に入れることができる。
 - 海上保安庁に対する指揮は、長官が海上保安庁長官に対して行なう。
(隊法施行令第103条)
 - ウ 防衛出動待機命令(隊法第77条)
 - (ア) 事態
防衛出動下令が予測される場合
 - (イ) 命令権者
長官(内閣総理大臣の承認を得ること)
 - エ 自衛隊の撤収等
 - (ア) 内閣総理大臣は、次の場合には直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。
 - 国会が不承認の議決をしたとき
 - 出動の必要がなくなつたとき
 - (イ) 海上保安庁の統制につき不必要となつたときは、すみやかに解除しなければならない。
 - オ 関係機関との連絡、協力
都道府県知事・市町村長・警察・消防機関その他国又は地方公共団体との相互連絡と協力(隊法第86条)
 - カ 防衛出動時の命令違反等に対する罰則
隊法第122条に規定があり、違反者に対しては7年以下の懲役又は禁こが料せられる。
 - キ 関係令達
 - 部隊の出動準備に関する達(昭和34年海上自衛隊達第93号)
- (3) 治安出動
- ア 命令による治安出動(隊法第78条)
 - (ア) 事態
間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては治安維持ができないと認めるとき。
 - (イ) 命令権者 → 内閣総理大臣

HP『海軍砲術学校』公開資料

ウ) 条件

- 20日以内に国会の承認が必要

国会閉会中又は衆議院が解散中は、最初に召集された国会で承認を求める必要

エ) 海上保安庁の統制 → 防衛出動の場合に同じ

イ) 要請による治安出動(隊法第81条)

ア) 事態

都道府県単位の局地的に治安維持上重大な事態が発生した場合

イ) 命令権者 → 内閣総理大臣

ウ) 条件

- 都道府県知事からの要請によつて下令
(知事は、都道府県公安委員会との協議が必要)
- 要請は、文書をもつて(急迫しているときは、口頭・電信・電話で可、事後すみやかに文書の提出が必要) 地方総監等を経由して行なわれなければならない。
(要請手続きについては、隊法施行令第104条並びに関係令達参照)

ウ) 治安出動待機命令(隊法第79条)

ア) 事態

命令出動の下令が予測される場合

イ) 命令権者 → 長官

ウ) 条件 → 内閣総理大臣の承認を得て下令

エ) 出動準備等

治安出動のための出動準備・待機・情報の収集

その他の手続・基準等については、関係令達の定めるところによる。

エ) 撤収

内閣総理大臣は、次の場合には出動中の自衛隊に対してすみやかに撤収を命じなければならない。

ア) 命令出動の場合(隊法第78条第3項)

- 命令出動に対して国会が不承認の議決をしたとき。
- 出動の必要がなくなつたとき。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(イ) 要請出動の場合（改法第 8 1 条第 3 項及び第 4 項）

- 都道府県知事から事案が収まり出動の必要がなく、撤収の要請があつた場合
- 部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合

オ 関係機関との連絡協力

(ア) 国家公安委員会との相互連絡（改法第 8 5 条）

治安出動の場合は、国家公安委員会との間に緊密な連絡をとること

(イ) 行動時の都道府県知事等との連絡・協力については、防衛出動の場合に同じ。（改法第 8 6 条）

カ 治安出動時の命令違反等に対する罰則

改法第 1 2 0 条に規定があり、違反者に対しては 5 年以下の懲役又は禁こが科せられる。

キ 関係令達

- 自衛隊の治安出動に関する訓令（昭和 3 5 年防衛庁訓令第 2 5 号）
- 海上自衛隊の治安出動に関する達（昭和 3 5 年海上自衛隊達第 5 3 号）
- 治安出動の際における治安の維持に関する通達（海幕総総第 1 3 3 号 30.4.12）
- 治安出動の際における治安の維持の細部協定に関する通達（海幕防防秘密第 2 1 号 33.2.22）
- 陸上自衛隊と海上自衛隊との治安出動に関する協定（31.4.1）
- 海上における警備行動又は治安出動について、海上保安庁との協定に関する通達（海幕防防第 5 号 36.1.13）

(4) 海上における警備行動（改法第 8 2 条）

ア 事態

海上における人命・財産の保護又は治安維持のため、特別の必要がある場合

イ 命令権者 → 長官

ウ 条件 → 内閣総理大臣の承認を得て下令

エ 関係令達

海上における警備行動又は治安出動について、海上保安庁との協定に

HP『海軍砲術学校』公開資料

関する通達（海幕防防第5号 36.1.13）

(5) 災害派遣（隊法第83条）

ア 要請による災害派遣

(ア) 事感

天災地変その他の災害に際して人命財産の保護のため必要があるとき。

(イ) 要請できる者

- 都道府県知事（隊法第83条第1項）
- 海上保安庁長官（隊法施行令第105条）
- 空港事務所長（同上）
- 管区海上保安部長（同上）

(ウ) 命令権者

a. 長官又はその指定する者（自衛隊の災害派遣に関する訓令（以下「訓令」という）第2条に定める。）

b. 海上自衛隊の命令権者は、次のとおり。

自衛艦隊司令官	護衛艦隊司令官
護衛隊群司令	航空集団司令官
航空群司令	地方総監
基地隊司令	大村航空隊司令
教育航空集団司令官	教育航空群司令
練習艦隊司令官	掃海隊群司令

c. 指揮系統の特例（訓令第3条第3項、第4条）

- 地方総監は、災害派遣に関し、その警備区域に所在する指揮系統以外の海上自衛隊の部隊等（司令官の呼称者を除く）を指揮することができる。
- 指揮系統を異にする2個以上の海上自衛隊の派遣部隊がある場合は、上級又は先任の者が指揮を行なう。

(エ) 要請手続き（隊法施行令第106条）

要請権者から必要事項を記入した文書により、治安出動の要請に準じて行なう。その他の要請手続きの細部については、令達の定めるところによる。

イ 要請によらない災害派遣（隊法第83条第2項但書及び第3項）

HP『海軍砲術学校』公開資料

(ア) 事態

特に緊急を要し、要請を待ついとまのないとき
 近傍に火災その他の災害が発生したとき

(イ) 命令権者

- 要請を待ついとまのないとき → 要請により派遣を命令する者
 と同じ
- 近傍火災のとき → 部隊等の長

ウ 関係令達

- 自衛隊の災害派遣に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第3号)
- 海上自衛隊の災害派遣に関する達(昭和35年海上自衛隊達第74号)
- 海上における災害派遣に関する(海上保安庁との)協定(34.2.12)

(6) 領空侵犯に対する措置(改法第84条)

ア 事態

外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令に違反して、わが国の領空に侵入したとき。

イ 命令権者 → 長官(長官の定める航空総隊司令官等の措置権者)

ウ 措置

着陸させるか領空から退去させる。

(7) 行動のまとめ

行動の種類	事 態	命 令 権 者	条 件	備 考
防 衛 出 動	外部からの武力攻撃	総 理 大 臣	国会の事前 承 認	海上保安 庁の統制
命令による 治 安 出 動	間接侵略 その他の緊急事態		国会の事後 承 認	
要請による 治 安 出 動	治安出動		長官又はそ の指定者	知事、その 他 の 要 請
災 害 派 遣	天災地変、その他の災害			
	緊急			

HP『海軍砲術学校』公開資料

	自隊及び近傍の災害	部隊等の長	みずから
領空侵犯に対する措置	領空侵犯	部隊等の長	長官の指示
海上における警備行動	人命財産の保護 治安維持	長官	総理大臣の承認

7 行動関連業務

(1) 意義

自衛隊の行動能力に関連して、国の他の行政機関では処理困難な業務又は自衛隊の練度の向上に役に立つ性格を持った業務である。

(2) 業務の内容

ア 機雷等爆発物の除去（隊法第99条）

(ア) 長官の命をうけ、海上における機雷その他の爆発生危険物の除去・処理等を行なう。

(イ) 陸上における不発弾等の処理 → 隊法附則第14号により当分の間自衛隊が行なう。

(ウ) 関係令達

航路啓開業務に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第52号）

イ 土木工事等の受託（隊法第100条）

(ア) 自衛隊の訓練の目的に適合する場合

国、地方公共団体、土地改良区、港務局の委託をうけて、土木工事、通信工事、防戩、へき地医療、輸送事業等を実施できる。

(イ) 受託手続き等については、隊法施行令第122条～第126条、その他防衛庁訓令等の定めるところによる。

ウ 教育訓練の受託（隊法第100条の2）

(ア) 隊員以外の者、外国人又は特定の技術者等の教育訓練について委託をうけた場合には、任務遂行に支障を及ぼさない範囲内において、本庁の附属機関、自衛隊の学校等において教育訓練を行なうことができ

HP『海軍砲術学校』公開資料

る。

(イ) 受託手続き等については、隊法施行令第126条の2～第126条の10、その他の定めるところによる。

エ 運動競技会に対する協力（隊法第100条の3）

オリンピック競技大会、国民体育大会等国際的又は全国的規模で開催される運動競技会の運営につき、関係機関から協力依頼があつた場合は隊務に支障を及ぼさない範囲内で協力する。

オ 南極地域観測に対する協力（隊法第100条の4）

国が行なう南極地域における科学的調査について、輸送、雪上車の設計・試験等について協力する。

8 自衛隊の権限

(1) 意義

ア 自衛隊には、与えられた任務を遂行するために、自衛隊法第7章に規定する権限が付与されている。

イ 権限の種類

武器保有権

武力行使権

武器使用権

警察権

物資の収用権等

(2) 武器保有権（隊法第87条）

ア 自衛隊は、任務遂行に必要な武器を保有することができる。

イ 武器とは

人の殺傷又は器物の破壊のため用いられる機械・器具、爆発物及び薬物等一切のものをいう。

武器等製造法（法律第145号）第2条に定義するもの及び武器等製造法施行令第1条～第3条に定めるものは、武器＝兵器と考えることができる。

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（法律第6号）の一部不適用、同法第28条の規定により銃砲の管理責任者が作成する記録票の作成等は、自衛隊に

HP『海軍砲術学校』公開資料

は適用されない。

(3) 防衛出動時の権限

ア 武力行使権（隊法第88条）

(ア) 防衛出動を命ぜられた自衛隊は、武力行使ができる。

(イ) 武力とは

法律的には、武力＝軍事力又は戦力と考えられる。

(ウ) 武力行使の場合の留意事項

○ 国際の法規及び慣例の遵守

（参考）陸戦・海戦・空戦の法規慣例に関する諸条約
捕虜の待遇に関する条約等

○ 武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえないこと。

イ 公共秩序維持のための権限（隊法第92条）

(ア) 公共秩序維持のための行動

防衛出動を命ぜられた自衛隊は、公共の秩序維持のための行動ができる。→警察作用

(イ) 権限内容

a 出動を命ぜられた自衛官の職務執行についての権限

○ 警察官職務執行法（法律第136号）の準用

○ 防護、鎮圧のための武器の使用（隊法第90条）

b 海上保安庁法の一部の権限の準用（隊法第91条）

出動を命ぜられた3等海曹以上の自衛官の公共の秩序維持のため
行なう職務の執行につき、次の海上保安庁法の一部が準用される。

(a) 附近にある人及び船舶に対する協力の要請（海上保安庁法第
16条）

(b) 船長等に対する書類提出命令、船舶への立入検査・質問（同上
法第17条第1項）

(c) 同上法第18条に定める処分

○ 船舶の進行・出発の停止

○ 航路の変更又は指定港への回港

○ 下船又は下船の制限・禁止

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 積荷の陸揚又は積荷の陸揚の制限・禁止
- 当該船舶と他船又は陸地との交通の制限・禁止

ウ 警察官職務執行法（警職法と略称する）

(ア) 警職法とは（警職法第1条）

- 警察官が個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等その職務を忠実に遂行するために必要な手段を定めた法律
- この法律に規定する手段は、最小限度に用いるべきで濫用してはならない。

(イ) 執行の内容

- 質問（同法第2条）
- 保護（同法第3条）
- 避難等の措置（同法第4条）
- 犯罪の予防及び制止（同法第5条）
- 立入（同法第6条）
- 武器の使用（同法第7条）
- 他の法令による職権職務（同法第8条）

(ウ) 出動した一般の自衛官に準用されない条項

- 第2条第4項（刑事訴訟関係法律で逮捕されている者に対する身体検査）
- 第4条第2項の「公安委員会」は「長官の指定する者」に読みかえる。
- 第7条第2項は、司法警察権に属するので、警務官等のみに適用
- 第8条は準用されない。

エ 武器の使用

(ア) 武器が使用できる条件

a 警職法第7条準用の場合

(a) 危害を与えてはならない武器の使用

次の場合で、必要と認める相当の理由がある場合には、その事態において合理的に必要と判断される限度で使用できる。

- 現行犯人の逮捕・逃走の防止（治安行動に直接関連する場合

HP『海軍砲術学校』公開資料

のみ)

- 自己又は他人に対する防護
- 公務執行に対する抵抗の抑止

(b) 危害を与えてもよい武器の使用(危害条件)

死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁こにあたる凶悪な罪を現に犯し若しくは既に犯したと疑うに足る十分な理由のある者が、次の状態にあり、凶悪犯人又は第三者の行為を防ぎ又は逮捕するために他の手段がないと自衛官において信ずるに足りる相当の理由がある場合

- 凶悪犯人がこれに対する職務執行に対して抵抗するとき。
- 凶悪犯人が逃亡しようとするとき。
- 第三者が凶悪犯人を逃そうとして抵抗するとき。

b 警護鎮圧の場合(憲法第90条)

- 出勤を命ぜられた自衛官は、次に該当すると認められる相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

(a) 人・施設・物件の警護の場合

職務上警護する人・施設・物件が暴行脅迫をうけ又はうけようとする明白な危険があると認める相当の理由があるとき。

(b) 多数集合者の鎮圧の場合

多数集合して暴行・脅迫をし又は暴行・脅迫しようとする明白な危険があると認める相当の理由があるとき。

(c) 武器を使用するほか他にこれを排除・鎮圧又は防止する適当な手段がないと認める相当の理由があるとき。

- 本条に基づく武器使用には、危害条件についての詳細な規定がないので使用条件につき慎重に判断し、適用しなければならない。

(イ) 武器の使用

- a 出勤を命ぜられた自衛官が、武器を使用するのは、次の場合である。(憲法第89条第2項)

(a) 自衛官個人の判断で使用できる場合

- 正当防衛

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 緊急避難
- (b) 指揮官の命令で使用できる場合
 - 前(a)の場合を除き、当該自衛官の部隊指揮官（正当な指揮権を有する自衛官をいい、編制上の部隊等の長に限らない。）の命令によること。
 - 武器の使用を命ずる部隊指揮官は、現場における上級の部隊指揮官とする。
また、現地における最高部隊指揮官の命令が必要である。
状況が緊迫しているときは、自己の判断でよい。
- b 武器使用上の留意事項
 - (a) 部隊指揮官は、暴徒に対し武器を使用する旨を警告した後でなければ、使用を命じてはならない。
 - (b) 武器を使用する自衛官は、法令を厳守し、出動の本旨にかんがみ人・物に対する損害を最小限度にとどめ、所期の目的を達成するように努めること。
- (4) 治安出動時の権限
 - ア 治安出動を命ぜられた自衛官の職務執行のための権限
 - (ア) 警職法の準用による警察作用権（隊法第89条第1項）
 - 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務を執行する場合には警職法が準用される。
このため自衛官は、治安出動のための職務を執行する限度において、警職法に定める諸権限を持つことになる。
 - 警職法については、防衛出動時の公共秩序維持のための権限の項の説明を参照。
 - (イ) 警護・鎮圧のための武器使用权（隊法第90条）
権限行使の条件等については、防衛出動時の項の説明を参照。
 - (ウ) 海上保安庁法の一部準用による警察権（隊法第91条）
準用される権限の内容等については、防衛出動時の項の説明に同じ
 - イ 武器の使用
防衛出動時の公共の秩序維持のために武器を使用する場合と同じ。
- (5) 海上における警備行動時の権限（隊法第93条）

HP『海軍砲術学校』公開資料

ア 海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務執行のための権限

(ア) 警職法第7条の武器の使用権の準用(第1項)

(イ) 海上保安庁法の一部権限の準用(第2項)

○ 準用される権限の内容等については、防衛出動時の項の説明に同じ。

イ 武器の使用(第3項)

防衛出動時の公共の秩序維持のために警職法第7条を準用して武器を使用する場合の説明に同じ。

(6) 災害派遣時の権限(隊法第94条)

(要請に基づき災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務執行のための権限)

ア 警職法の一部権限の準用(第1項)

警察官がその場にはいない場合に限り、次の権限が行使できる。

(ア) 避難等の措置(警職法第4条)

(イ) 危険な事態が起きた場合の立入(同法第6条第1項)

(ウ) 同上の場合の立入理由の告示、身分証明書の提示義務(同法第6条第4項)

イ 海上保安庁法の一部権限の準用(第2項)

3等海曹以上の自衛官は、職務の執行につき、附近にある人及び船舶に対する協力要請権(海上保安庁法第16条)を行使することができる。

(7) 武器等防護のための武器使用権(隊法第95条)

ア 権限付与の理由

警護の対象となつている武器等は、自衛隊の任務達成のために重要なものであり、また危険な性質を持つものであるから、これを防護するために、平常時から認められている権限である。

イ 警護の対象物

職務上警護している自衛隊の管理する武器・弾薬・火薬・航空機・車両・液体燃料(人及び施設は含まれない。)等の物件

ウ 防護の対象物

人及び武器等

HP『海軍砲術学校』公開資料

エ 武器使用の条件

- 防護するため必要であると認める相当の理由があること。
- 事態に応じ合理的に必要と判断される限度であること。
(暴行、侵害をうけ又はうけようとする明白な危険があると認めなくてもよく、また他にこれを排除する適当な手段がないと認められなくてもよい。)

オ 武器の使用

職務上警護する個々の自衛官の判断でよい。

カ 危害条件(但書)

正当防衛、緊急避難のほか、危害を与えてはならない。

(8) 部内の秩序維持に専従する者の権限(隊法第96条)

ア 部内の秩序維持に専従する自衛官

- (イ) 部内の秩序維持に専従する自衛官は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第190条に規定する特別司法警察職員としての職務を行なう。

- (イ) 3曹以上の者 → 司法警察員 ⇒ 警務官という。
士長以下の者 → 司法巡査 ⇒ 警務官補という。
(警務官と警務官補を合せて、警務官等という。)

イ 職務の範囲

- 自衛官、幕僚監部・部隊・機関に所属する自衛官以外の隊員・学生訓練招集中の予備自衛官(隊員等という)の犯した犯罪
- 職務に従事中の隊員に対する犯罪
- 隊員等の職務に関し、隊員以外の者の犯した犯罪
- 自衛隊の使用する船舶・庁舎・営舎その他の施設内の犯罪
- 自衛隊の所有し又は使用する施設又は物に対する犯罪

ウ 警職法第7条の権限の準用

警職法第7条の武器使用の権限は、警務官等が職務を執行する場合に行使できる。

(9) その他の権限

ア 防衛出動時における物資の収容等(隊法第103条)

- (イ) 物資の収容等ができる事態

HP『海軍砲術学校』公開資料

防衛出動を命ぜられ、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合

(イ) 収容等権者

- 都道府県知事（原則）
- 長官又は政令で定める者（未定）（例外） → 緊急の場合で都道府県に通知した上で

(ウ) 条件

- a 自衛隊の行動に係る地域内であること。
但し、業務命令については、内閣総理大臣が告示して定めた地域内であつてもよい。
- b 長官又は政令で定めるもの（未定）の要請によること。

(エ) 権限の内容

- a 施設の管理権 → 病院・診療所、政令で定める施設
- b 土地等収容権 → 土地・家屋・物資
- c 物資の保管命令権

(a) 対象業者

物資の生産・集荷・販売・配給・保管・輸送を行なう業者

(b) 対象物 → 対象業者の取扱う物資

(c) 権限 → 保管命令権

d 業務従事命令権

関係地域内にある医療、土木建築工事、輸送業者並びに物資の保管業者等に対して、業務に従事することを命ずることができる。

(オ) 手続き等

災害救助法の一部を準用するほか、政令に定める（未定）ところによる。

イ 公衆電気通信設備の利用等（該法第104条）

防衛出動時郵政大臣に対し、公衆電気通信施設の優先利用並びに警察航空保安・海上保安・気象業務等を行なう者が設置した電気通信施設の使用について必要な措置を求めることができる。

ウ 訓練のための漁船の操業の制限又は禁止（該法第105条）

内閣総理大臣は、自衛隊の行なう訓練及び試験研究のため水面を使用

HP『海軍砲術学校』公開資料

する必要があるときは、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、一定の区域及び期間を定めて、補償等の措置を考慮のうえ漁船の操業の制限又は禁止ができる。

エ 諸法令の一部適用除外

- (ア) 火薬類取締法の適用除外（該法第106条）
- (イ) 航空法の一部適用除外・準用・特例の設定（該法第107条）
- (ロ) 労働組合法等の全部又は一部の適用除外（該法第108条）
- (ハ) 船舶法等の適用除外（該法第109条）
- (ニ) 船舶職員法の適用除外（該法第110条）
- (ホ) 電波法の一部適用除外（該法第112条）
- (ヘ) 道路運送法の一部適用除外（該法第113条）
- (コ) 道路運送車両法の一部適用除外（該法第114条）
- (セ) ダンプカー等に対する特別措置法の適用除外（該法第114条の2）
- (ソ) 銃砲刀剣類所持取締法の一部適用除外（該法第115条）
- (タ) 消防法の一定条件下の適用除外（該法第115条の2）
- (チ) 麻薬取締法等の一部適用除外（該法第116条）

(ロ) 自衛隊の権限のまとめ

権限の種類	内 容	防衛 出動	秩序 維持	治安 出動	災害 派遣	海上 における 準備行動	警務 官
武器保有権	武器の保有					○	
武力行使権	武力の行使	○					
武器使用権	警職法7条準用による場合	○	○	○		○	○
	武器等の防護の場合					○	
警 察 権	海上保安庁 法の一部準 用(3曹以上)	付近にある人又は船舶 に協力を求める権利	○	○	○	○	
		書類提出命令 立入検査及び質問の権限	○	○		○	
		強制的処分	○	○		○	

HP『海軍砲術学校』公開資料

審 職 法 の 準 用	全面的準用	○ ○	
	避難等の措置及び立入 (その場に審察官が いない場合)		
	刑訴法による司法審察職員としての 職務		

9 旗章、表彰、礼式、服制

(1) 旗章

ア 自衛隊の旗(隊法第4条)

(ア) 交付

- 内閣総理大臣は、「自衛隊旗」又は「自衛艦旗」を部隊又は自衛艦に交付する。

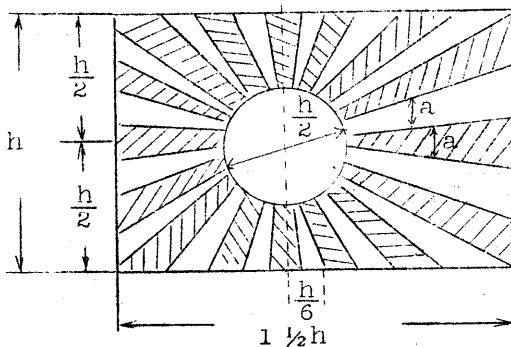
自衛隊旗 → 連隊

自衛艦旗 → 部隊の編成に加えられている自衛艦

(隊法施行令第1条第1項)

(イ) 旗の制式

a 自衛艦旗(隊法施行令第1条第2項)



$a = \text{円周 } 32\text{等分} = 11\text{度}15\text{分}$

- 旗の大きさは通常「幅」で呼ばれているが、「1幅」すなわち上図における「h」は430%である。
- 護衛艦隊例規によれば、停泊時における掲揚自衛艦旗の大きさは、

HP『海軍砲術学校』公開資料

総監部所在地 → 3幅

儀式・広報 → 4幅

その他 → 前任指揮官乗艦にならう

ということになつている。

○ わが国国旗の場合、1幅は自衛艦旗と同じく430%であるがこれに対する横の長さは614%（縦横比7：10）である。

b 国旗その他の旗の制式

「自衛隊の旗に関する訓令」（昭和47年防衛庁訓令第3号）及び「海上自衛隊旗章規則」（昭和30年海上自衛隊訓令第44号）並びに「海上自衛隊旗章細則」（昭和45年海上自衛隊達第41号）に定める。

イ 自衛艦旗等の掲揚義務

自衛艦又は自衛隊の船舶は、旗に関する訓令等の定めるところにより旗等を掲揚しなければならない。

ウ 海上自衛隊の標識

(ア) 航空機の標識（隊法第102条第2項）

海上自衛隊の使用する航空機には、「海上自衛隊の使用する航空機の分類等及び塗粧標準等に関する達」（昭和37年海上自衛隊達第119号）の定めるところに従つて、標識を付さなければならない。

(イ) 船舶等の標識

「海上自衛隊の使用する艦船等の塗装及び着標に関する訓令」（昭和32年海上自衛隊訓令第35号）並びに「艦船等の塗粧及び着標に関する達」（昭和44年海上自衛隊達第55号）の定めるところに従つて、塗粧並びに着標しなければならない。

エ 標識の告示等

(ア) 旗・標識の告示（隊法第102条第4項）

長官は、自衛艦旗以外の旗並びに航空機の標識の制式を旗に関する訓令等によつて定めた場合は、官報で一般に告示する。

(イ) 自衛艦、自衛隊航空機以外の船舶・航空機の自衛隊旗章等の使用禁止（隊法第102条第3項）

(2) 表彰

HP『海軍砲術学校』公開資料

ア 自衛隊における表彰制度（隊法第5条）

(ア) 自衛隊の業務遂行上功績のあつた隊員又は部隊等に対して表彰の制度をもうけ、士気の高揚を図つている。

(イ) 昭和38年以來の国の表彰制度である生存者叙勲が復活したことに伴ない自衛隊の隊員又は隊員であつた者に対し、在官在職中に死亡した場合又は退職後死亡した場合には、それぞれの基準に従い叙位・叙勲が下賜されることになつている。

イ 表彰の種類、表彰権者等（隊法第5条第1項、隊法施行令第2条、隊法施行規則第1条第2条）

表彰の種類		被表彰者	表彰権者	副賞	その他
賞 詞	特別賞詞	隊員	総理大臣	10万円以内	特別防衛功労章
	第1級賞詞		長官	長官所定	第1級防衛功労章
	第2級賞詞		長官又はその委任者		第2級防衛功労章
	第3級賞詞				
	第4級賞詞				
	第5級賞詞				
賞 状	特別賞状	付属機関 部隊機関 地方支分部局	総理大臣	10万円以内	/
	第1級賞状		長官	長官所定	
	第2級賞状		長官又はその委任者		
	第3級賞状				
	第4級賞状				
	第5級賞状				
精勤章		1曹以下			

ウ 表彰手続等

次の諸令達の定めるところによる。

- 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 精勤章被授与者の選考に関する達（昭和30年海上自衛隊達第24号）
- 航空無事故表彰基準に関する通知（海幕人第3473号 37.6.4）
- 車両無事故表彰基準に関する通知（海幕人第99号 38.1.10）

エ 善行ほう賞制度

(ア) 表彰の対象に該当しない道德上の模範的行為をした海上自衛隊の隊員の善行を顕彰するために海上自衛隊では、善行ほう賞の制度を定めている。

(イ) 手続等については、「善行ほう賞に関する達」（昭和29年海上自衛隊達第4号）の定めるところによる。

(3) 礼式

ア 礼式の意義

(ア) 自衛隊の礼式（隊法第6条、隊法施行規則第10条）

自衛隊の礼式は、自衛隊法施行規則の定めるところによる。

(イ) 礼式の目的

自衛官が自衛官であることを認識し、規律を維持し、親和協同の実をあげ、必要な儀礼を行なうことを目的とする。

(ウ) 礼式とは

- 礼式の目的を達するための制式
- 敬礼・儀式・荣誉礼・儀じよう・と列及び礼砲を総称する。

イ 礼式の種類と内容

(ア) 敬礼（規則第11条）

階級又は職責を尊重するために行なう。

(イ) 儀式の種類（規則第12条）

- | | |
|-----------|------------|
| ① 自衛隊旗授与式 | ② 着任式 |
| ③ 自衛艦旗授与式 | ④ 離任式 |
| ⑤ 観閲式 | ⑥ 入隊式 |
| ⑦ 観艦式 | ⑧ 除隊式 |
| ⑨ 表彰式 | ○ ⑩ 自衛艦命名式 |
| ⑪ 祝賀式 | ○ ⑬ 入校式 |
| ⑬ 葬送式 | ○ ⑭ 卒業式 |

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

○ ⑬ 追 悼 式

○ 印は長官の定めるもの

(ウ) 栄誉礼（規則第13条）

a 実施

栄誉礼受礼資格者が自衛隊を公式訪問・視察その他の場合に、その者に敬意を表わすために行なう。

b 受礼資格者

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 天 皇 | ② 皇 族 |
| ③ 衆院及び参院議長 | ④ 内閣総理大臣 |
| ⑤ 最高裁判所長官 | ⑥ 国 務 大 臣 |
| ⑦ 長 官 | ⑧ 防衛政務次官、事務次官 |
| ⑨ 統 幕 議 長 | ⑩ 幕 僚 長 |
| ⑪ 国賓及び長官が公式に招待した外国の賓客 | |
- ⑫ 将又は将補（儀式の執行者又は観閲官となる場合）
 - ⑬ 幕僚副長（幕僚長の代理の場合）
 - ⑭ 部隊等の長である将又は将補

○ 印は、長官の定める者

(エ) 儀じよう（規則第14条）

栄誉礼受礼資格者等の途上警衛又は敬意を表わすために行なう。

(ウ) と列（規則第14条の2）

天皇・皇族等が自衛隊を正式訪問・視察・近傍通過等の場合、途上において送迎し、これに敬意を払うために行なう。

(カ) 礼砲（規則第14条の3）

a 長官の公式招待の外国の賓客の日本着離の場合及び国際礼儀上必要のあるときに行なう。

b 国際慣行による。

ウ 礼式の実施（規則第15条）

礼式の実施に関し必要な事項は、「自衛隊の礼式に関する訓令」（昭和39年防衛庁訓令第14号）の定めるところによる。

エ 国賓等の日本国到着時等の礼式（規則第15条の2）

自衛隊が儀礼を行なうときは、栄誉礼・儀じよう・と列・礼砲等の礼

HP『海軍砲術学校』公開資料

式を準用する。

(4) 服制

ア 意義

(ア) 自衛官の制服着用義務(隊法第58条第2項)

自衛官は、制服を着用し服装を常に端正に保たなければならない。

(イ) 軍隊における制服着用について

a 国際法規慣例上の要求

軍隊の要件の1つとして「遠方から認識することのできる固有の特殊標識」が要求されているが、制服は旗章とともに、この標識の1つと考えられること。

b 威容の誇示上の要求

軍隊は「強い」ことが絶対の要件であり、強固に団結された組織集団としての外形的威勢の誇示の1つの手段として考えられること。

イ 自衛官等の服制

- 自衛官等勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制については、自衛隊法施行規則の定めるところによる。(隊法第33条)
- 海上自衛官の服制については、施行規則別表第3に定めるところによる。

ウ 着用の細部

具体的な着用の細部については、「自衛官服装規則」(昭和32年防衛庁訓令第4号)に定めるところによる。

10 罰則

(1) 自衛隊法に定める罰則の意義

- 自衛隊の特性から、隊員の科せられた義務に対する違反或は権限の乱用等による違反に対しては、その規律の保持と濫用の防止という目的から、自衛隊法第9章に罰則の項を定めている。
- 自衛隊法違反による場合は、当該罪を犯す行為のみならず、教唆、ほう助、せん動した者も罰せられることになっている。

(2) 罰則の細部 (省略)

HP『海軍砲術学校』公開資料